

インドネシア

生物多様性条約

○

名古屋議定書

○

ITPGRFA

○

法制度の状況

- 2013年に名古屋議定書を批准して、ABSに関するレギュレーションを議会にて議論中。原則としてITPGRの附属書Iに含まれる作物については、インドネシア農業バイオテクノロジー遺伝資源研究開発センター（ICABIOGRAD：Indonesian Center for Agricultural Biotechnology and Genetic Resources Research and Development）が権限を有しているとのことであるが、最終的な決定ではない。
- 原則として、全ての遺伝資源について環境省（Ministry of Environment and Forestry）の許可が必要になると考えられる。食料農業遺伝資源については、環境省から農業省（Ministry of Agriculture）へ助言を求めるものと思われる。
- 海外の企業や研究者による遺伝資源の収集については認められておらず、ex-situの遺伝資源へのアクセスしか認められていない。これは、インドネシア側の研究者が同行したとしても同様。

入手方法

- 海外からの調査・研究活動に対して研究技術省（Ministry for Research, Technology and Higher Education）からの許可が必要。（<http://international.ristekdikti.go.id/foreign-research-permit/>）
- 種子の輸出入に関しては、Regulation of The Ministry of Agriculture No. 127/Permentan/2014 on Import and Export of Seedsで定められている。遺伝資源を入手する場合は、それを保有しているインドネシアの機関等（個人、政府機関、企業等）と連携し、保有者から農業省に対して許可証の発行を要求してもらう必要がある。

対象とする遺伝資源

- 利用促進事業では、まずは作物を限定してスタートさせ、徐々に拡大させることが現実的と判断し、ITPGRの附属書Iに含まれる作物からスタートすることでインドネシア側と合意した（H27）。
- 利用促進事業での調査により、インドネシア側からは、希望する共同研究対象作物について希望が出されている。（ただし、ITPGRの附属書Iの範囲を超えている作物も含まれる）
- 観葉植物研究所からは、以下の希望が示された。
 - ✓ 観賞用植物として日本側からはユリ、トルコキキョウ（ユーストマ）、キクをインドネシア側からは、ショウガ科、サトイモ科を提供。
 - ✓ 野菜については、日本側からはダイコン、キャベツ、ニンニクを、インドネシア側からは、ケール、アマランサスを提供。
- また、ICABIGRADからシャロット、トウガラシ、ナスの遺伝資源収集・評価に関する共同研究が提案された（H28.2）。
- H27での合意に基づき、賦存状況調査においてナス、アブラナ科作物に関する共同研究について実施している。これらが軌道に乗ったところでITPGRの附属書I以外の作物への拡大を提案する。

取組経緯

※他事業と連携して交渉しているため【 】にて本事業と他事業を区別している

H24以前
前

H24以前 国際農林水産業研究センター（JIRCAS）のMOU締結実績あり

H24以前 民間種苗会社のMOU締結実績あり

- 遺伝資源の探索及び収集を伴う共同研究実施で合意。

H25	<p><u>H25.10 日本でワークショップ開催【キャパビル（他事業）】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 遺伝資源保存・評価手法等に関する研修を実施。 ➤ ITPGR に関する研修を実施。ICABIOGRAD より 2 名、インドネシア農業研究開発庁（IAARD : Indonesian Agency For Agriculture Reserch and Development）より 1 名招聘してトレーニングとワークショップを実施。 <p><u>H25.11 インドネシア訪問【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用促進事業の目的、趣旨を説明。 ➤ 遺伝資源施策に関する情報を収集。 ➤ インドネシアの遺伝資源の状況、研究開発上のニーズ等に関する情報を収集。 <p>⇒インドネシア農業省国際協力局（Center for International Cooperation, Ministry of Agriculture, Indonesia）及び、ICABIOGRAD は非常に前向き。（Record of Discussion を作成）</p> <p><u>H26.3 日本でワークショップ開催【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 共同研究計画のフレームワークについて議論。 <p><u>H26.3 共同探索実施【キャパビル（他事業）】</u></p> <p><u>H26.3 インドネシア農業副大臣との間に遺伝資源に関する協力を進める旨の合意</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事前に当合意の動きを察知し、合意文書に遺伝資源を含めるように日本、インドネシア双方に働きかけた。
H26	<p><u>H27.1 日本でワークショップ開催【利用促進事業】【キャパビル（他事業）】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 共同研究計画のフレームワーク、作物等について議論 <p><u>H27.2 インドネシアでワークショップ開催【キャパビル（他事業）】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 共同育種プロジェクト等について説明。
H27	<p><u>H27.6 共同研究推進に関する合意</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 食料・農業植物遺伝資源の相互利用を通じ、商業化につながる新品種開発のための共同研究を推進することについて合意文書（MOC: Memorandum of Cooperation）に署名。 <p><u>H28.1 インドネシア訪問【利用促進】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 合意締結後の進め方について協議 <p><u>H28.2 国際ワークショップ開催【利用促進】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ インドネシア側からのプロポーザル提示 ➤ 今後の進め方について協議
H28	<p><u>H28.9 インドネシア訪問【利用促進事業（賦存状況調査）】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ボゴール農科大学（IPB : Institute Pertanian Bogor）、大学付属熱帯園芸研究所、ICABIGRAD 等を訪問して意見交換し、共同特性評価の実施に合意。 <p><u>H29.2 日本へ招聘【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本の種苗会社、研究者等に対して、インドネシアの遺伝資源についてプレゼンテーション。
H29	<p><u>H29.11 インドネシア訪問【本事業（賦存状況調査）】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ インドネシアのジーンバンクに趣旨説明等実施。賦存状況調査を通して、ナス、アブラナ科植物の遺伝資源のわが国への導入を進める。
<p>これまでの成果</p>	
<p>■ 遺伝資源利用に関する枠組み設定</p>	

- インドネシアの ex-situ でかつ ITPGRFA の附属書 I に記載されている遺伝資源に限定し、日本における研究、育種、教育に関する利用ができるとの合意文書に署名した。当局関係者を招聘し、合意に基づく具体的な協力活動の実施に向けて、我が国関係者（種苗会社、公的研究機関、大学等）との間で意見交換を行う場を設定（2017年3月1日 ロシア意見交換と同時開催）。さらに我が国関係者との協力関係の構築に取り組んでいるところ。

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：インドネシア農業省
- ② 合意年月日：2015年6月30日
- ③ 目的：
PGRFAの相互利用を通じた、両国における商業化に向けた新品種の開発。
- ④ 合意内容のポイント：
 - 協力活動の範囲は、生息域外コレクションの特性評価、育種及び遺伝的研究、PGRFA の保全と持続的利用に関する情報共有及び能力構築。ただし、化学品、医薬品、非食料品及び飼料への産業利用を目的としない協力活動に限定。
 - インドネシア側の指定機関（農業研究開発庁（IAARD）及び IAARD と協力合意を締結している大学）と日本側の指定機関（国立研究開発法人、種苗会社、企業及び大学）が、作業計画を作成した上で、協力活動を実施。
 - 対象 PGR は、ITPGR の附属書 I に限定。PGR の交換は、MTA により行う。
 - 有効期間は、2020年3月31日まで（延長可）。

■賦存状況調査の実施

- 遺伝資源の賦存状況調査として、ナス、アブラナ科植物（カリフラワー、サイシン）に関する特性評価を実施（上記合意を活用）。

今後の課題

- 利用促進事業での合意は、ITPGRFA の附属書 I 内にとどまっているが、今後本枠組みを機能させつつ、それ以外の遺伝資源についても取り扱えるように交渉する必要がある。現在進めているナス、アブラナ科がうまく進めば、今後は附属書 I 以外への拡大について検討する。

カウンターパートに関する所見

農業省国際協力局（Center for International Cooperation, Ministry of Agriculture）

- インドネシア農業省において国際協力関係について権限を有する部署。
- 合意文書の作成・締結については、当部署をカウンターパートとして実施した。
- ITPGRFA の附属書 I の範囲内については権限を有していると考えられる。

インドネシア農業バイオテクノロジー遺伝資源研究開発センター

（ICABIOGRAD : Indonesian Center for Agricultural Biotechnology and Genetic Resources Research and Development）

- インドネシアにおける農業関係の研究機関である IAARD (Indonesian Agency For Agriculture Reserch And Development) 傘下のジーンバンク。ITPGRFA のフォーカルポイントとなっている。
- 遺伝資源の利用を前提とした協力関係構築を当機関に持ち込んだとしても、最終的には、農業省国際協力局の承認が必要。

留意点・所感

➤ ITPGRFA の附属書 I の範囲を超えて遺伝資源へのアクセスができる契約を IAARD と締結した民間企業があり（種苗メーカー）、ルールの一貫性について更なる情報収集が必要。